

第 5 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 4 年 6 月 7 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 4 年 6 月 7 日 午前 1 0 時 1 5 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子		○	委任状
6	廣 瀬 淳		○	委任状
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	高 井 眞佐実	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	斉 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 8 番	田中	修之	委員
	議席 9 番	高井	眞佐実	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	千木良	典行	
	副事務局長	(農業振興係長)	小野	宏仲
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田	徳之
	主 任	中嶋	辰哉	
	主 事	儘田	早紀	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に、議案書の差し替えがありますのでご報告いたします。

差し替えの理由につきましては、委員の皆様へ議案書を送付後、申請の取下げがありまして、旧議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）が廃止になりました。

それから、議案第4号、「農用地利用集積計画の決定について」に修正があり、議案第5号、「渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を追加することとなったため、差し替え後の議案書をお手元に配布させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

皆さん、おはようございます。

始まる前に、毎度のことながらご協力をお願いします。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思います。

それでは、令和4年度第5回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席議員は、19人中17人で会議は成立しました。

なお、議席番号5番、鳥山孝子委員、議席番号6番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。

それでは早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、「本日1日」といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号8番、田中修之委員、議席番号9番、高井眞佐実委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、田中修之委員と高井眞佐実委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい。事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。着座にて説明させていただきます。報告書の1ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、農地法第5条関係の許可番号5の42番の記載の1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和4年5月18日に意見聴取をいたしましたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しまし

たのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。
質疑がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いいたします。
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページ記載の番号の1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご説明いたします。報告書の7ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、7ページから9ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で、報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の11ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で、報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を斉藤美保委員、子持・赤城地区を石田玉枝委員より報告をお願いします。最初に斉藤美保委員、お願いいたします。

13 番

はい。13番、斉藤美保。

議 長

はい、13番、斉藤美保委員。

13 番

着座にて説明させていただきます。

令和4年5月27日に実施しました、第2班渋川地区の現地調査報告をいたします。参加者は、眞下委員、岸委員、山本委員と私、斉藤。事務局は、小野副事務局長、中嶋主任の計6名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第5条による申請が5件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

まず、5条申請であります。15ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は宅地、西と南は畑、北は道路となっており、問題ないと思われれます。

申請番号5の2番の現地は、東は畑、西は宅地、北は田、南は道路となっており、問題ないと思われれます。

申請番号5の3番の現地は、東と南は田、西と北は道路となっており、問題ないと思われれます。

16ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は水路となっており、問題ないと思われれます。

申請番号5の5番の現地は、東は転用許可済み地、西は宅地、北と南は道路となっており、問題ないと思われれます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われれます。

以上で、第2班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続いて、石田玉枝委員お願いいたします。

18 番	はい、議長。18番、石田。
議 長	はい、18番、石田玉枝委員。
18 番	着座にて失礼いたします。 令和4年5月27日に実施しました、第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、都丸委員、高井委員、青木洋一委員と、私、石田。事務局は、吉田係長、儘田主事の計6名で実施しました。 今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第5条による申請が3件ありました。 では、議案書に沿って報告いたします。 なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。 16ページをご覧ください。 申請番号5の6番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は田となっております。特に問題ないと思います。 17ページをご覧ください。 申請番号5の7番の現地は、東は堤、西は道路、南は田、北は道路と田となっています。特に問題ないと思われます。 申請番号5の8番の現地は、東は畑と宅地と一体利用する転用許可済み地、西と南は一体利用する宅地、北は墓地となっています。特に問題ないと思われます。 なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。 以上で、第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。 現地調査の報告が終わりました。 ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 以上で、現地調査報告を終わります。 続きまして、議事日程第9、議案第1号、渋川市農業委員会遊休農地等の利用意向調査等の手続きに関する規程の一部改正についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第1号、渋川市農業委員会遊休農地等の利用意向調査等の手続きに関する規程の一部改正について、提案理由及び議案の内容をご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

まず始めに、提案理由についてご説明いたします。農地法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次に、議案の内容についてご説明いたします。渋川市農業委員会遊休農地等の利用意向調査等の手続きに関する規程の一部を、別紙のとおりに改正したいので、農業委員会の議決をお願いするものです。別紙につきましては、2ページの新旧対照表をご覧ください。下線の部分が改正点です。

3ページをお願いいたします。

現行、右側の2行目、「4 利用意向調査の対象」につきましては、14行目の第3号を削除することにより、全遊休農地を対象に農地所有者等へ利用意向調査を実施することになりました。改正前は、主に新規の遊休農地となったものが対象でしたので、継続者が追加となり大幅に対象者が増加することになります。

また、改正案、左側の下から14行目、「6 利用意向調査の方法」につきましては、調査様式の送付を追加するものです。改正前は、推進委員等による戸別訪問等による対面聞き取りにより行っていましたが、対象者が大幅に増加しましたので、調査書を郵送により送付することを追加いたしました。

その他の改正点は、点検・見直しによる所要の改正です。

6ページから11ページが、規程の改正後全文であります。

なお、施行日は令和4年6月7日としたいものです。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより審議を行います。質疑のある方はお願いいたします。

14 番

はい。14番、角田。

議 長

はい、14番、角田壽一委員。

14 番

今の説明の中で、改正をした後には相当数の耕作放棄地が見込まれそうな文面ですけども、多分「耕作放棄地にしていくんですか」と聞いたら、

「はい。」という返事はかなり増えることは予想できることなんですけども。その耕作放棄地の情報が増えて、そのあとどうするかということは委員会としてはどう対応していったらいいんでしょうか。我々も頑張らなきゃならないんでしょうけれども、余りにも負担が増えてしまうというのは非常に懸念されることだと思うのですが、どんなものでしょうか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 着座にて回答させていただきます。

今回の件につきまして、遊休農地になったところにつきましては、推進委員さんと事務局の方で郵送をかけるんですけれども、その中の項目といたしまして、中間管理機構に貸し付けをする、自ら耕作をしていく等の回答項目がございます。その中で、推進委員さんをお願いしたいことといたしましては、中間管理機構に貸し付けを推奨していただく、それと、その貸し付けを希望されなかった場合については、適正な管理をお願いをしていただくとようなことで考えております。あと、所有者耕作者の方にそこら辺のところを理解していただいて、適正な管理をしていただかないことには遊休農地は解消できないんですけれども、それに向かってそれぞれの委員さんに推奨していただくような活動をお願いしたいと思っております。以上です。

議 長 よろしいですか。

14 番 従前以上に我々は汗を流せばよいと、そういうことですかね。

議 長 そうです。
事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、渋川市農業委員会遊休農地等の利用意向調査等の手続きに関する規程の一部改正について、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長	異議なしと認め、原案どおり可決します。 続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号3の1番から5番の5件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の13ページから14ページ関連です。 議案書の13ページをお願いいたします。 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。申請番号3の1番から5番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。 申請番号3の1番及び2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。 14ページをお願いいたします。 申請番号3の3番から5番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。 また、お手元に配付してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。 以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 申請番号3の1番から5番の5件について審議します。 ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第2号、申請番号3の1番から5番の5件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から5番の5件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号5の1番から8番の8件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書17ページの申請番号5の8番については、6月2日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いいたします。それでは、説明に入らせていただきます。議案書の15ページから17ページ関連です。

15ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。申請番号5の1番から7番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

16ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も10ヘクタール未満となっています。

申請番号5の5番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の6番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

17ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農用地域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

申請番号5の8番は取下げとのことですので、申請番号5の8番を除く、申請番号5の1番から7番の7件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号5の8番を除く、申請番号5の1番から7番の7件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の8番を除く、申請番号5の1番から7番の7件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなっております。今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和4年7月1日を予定しております。

計画概要につきましては、19ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が26人、借受人が16人、

筆数が39筆、面積が4万2,841平方メートルです。この個別の内訳は、20ページから21ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表、番号15番から21番の7件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、番号15番から21番の7件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

番号15番から21番の7件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、番号15から21番の7件については承認することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長

続きまして、番号15番から21番の7件を除く、番号1番から39番の32件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

番号15番から21番の7件を除く、番号1番から39番の32件については、議

案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号1番から39番の32件については承認することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第5号、渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第5号、渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、提案理由及び議案の内容をご説明いたします。

議案書の23ページお願いいたします。

始めに、提案理由についてご説明いたします。この指針について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期にあたる3年ごとに改正をしようとするものです。

次に、議案の内容についてご説明いたします。農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のように改正したいので、農業委員会の議決をお願いするものです。

別紙につきましては、24ページをお願いいたします。

この指針につきましては、平成28年10月に策定しまして、令和元年に改正し、今回2回目の改正になります。農業委員会に関する法律第7条第1項の規定する農地等の利用の最適化の推進に関する目標と取り組み方法を改正するものであります。

まず、上から9行目の「1 遊休農地の解消について」の(1)遊休農地の解消目標につきましては、令和4年3月の目標が91.9ヘクタールでしたが、現状では147ヘクタールと増加しました。目標設定の考え方の中段のところですが、今後の活動目標として、農林水産省経営局長通知の「農業委員会による最適化活動の推進等について」で示された、既存の遊休農地を5年間で解消する目標設定等に合わせ、3年後に61.4ヘクタールを目標設定としました。下から5行目の(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法により、取り組んで参りたいと考えております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

12行目の「2 担い手への農地利用集積について」の(1)担い手への農

地利用集積目標につきましては、令和4年3月の目標の集積率が24.0%でしたが、現状では21.3%と減少してしまいました。目標設定の考え方の中段のところですが、今後、活動目標として、群馬県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に示された「令和12年度までに66%」の目標に合わせ、3年後に36.2%を目標設定としました。最適化活動の目標の設定では、国か県のどちらかの目標に合わせることでありますので、低い方の県に合わせてあります。下から11行目、(2)担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法により取り組んで参りたいと考えております。

続きまして26ページをお願いいたします。

上から13行目、「3 新規参入の促進について」の(1)新規参入の促進目標につきましては、令和元年から令和3年度の実績を基に、3年後までに5経営体の新規参入を図ることを目標としました。中段のところの(2)新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法により取り組んで参りたいと考えております。

それぞれ大変厳しい目標設定となっておりますが、この後、農政部会でご説明いたします「令和4年度最適化活動の目標の設定」及び国、県の目標との整合性をとった目標設定となっております。

なお、この指針につきましては、令和4年6月7日に施行し、令和4年4月1日から適用としたいものです。

また、ご議決後、ホームページで公表を行う予定です。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

ご審議の上、議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

9 番 9番、高井です。

議 長 はい、9番、高井眞佐実委員。

9 番 この遊休地の解消の面積等に非農地判定のことは触れてないんですけど、そちらの方はどうなるんでしょうか。どうしても再生できないような遊休地もあるんじゃないかと思って質問しました。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 遊休農地の面積というか、左側の管内の農地面積というところにつきましては、非農地化したものは除いてるような計算で、こちらを掲載しております。

す。この計算の仕方につきましても、過去の実績から将来の数字を推計してるので、それも含まれていると考えてもらって大丈夫だと思います。

議 長 はい。よろしいですか。

9 番 はい。

議 長 他にございますか。

14 番 はい。14番、角田です。

議 長 はい、14番、角田壽一委員。

14 番 26ページの3番、新規参入の促進についてなんですけども、前期3年の間に、農協で新規参入のところにずっと関わってました。過日、「蚕やりたい」っていうことで農協に入った経緯がある男性がいまして、その方はその方でもう新規参入ではないんですが。「この時代にお蚕かい。」と言ったら、「そうなんだ。」と言うんだけど。赤城の溝呂木あたりに、もう桑を植えたとか植えるとかっていう話で、その気満々なんでしょうけれども。これからお蚕さんがどういうふうになるかということは誰もわからないんですが、やりたいことはやりたいでしょうから。それには、例えば地元の農業委員さんが、地元の人間でフォローアップする体制をできるかどうかを先々考える必要があると思います。この時代にお蚕か、と思われるかもしれないけれども、されどお蚕です。そういう方は熱心に取り組む姿勢なんでしょうけれども。その方が新規参入で、それなりの条件というか、バックアップを受けられることはあるんですけども、そういう点もいろいろ説明を受けて、なるべく新規参入出来るようにリードしてあげたらよろしいんじゃないかと思います。お蚕ということで「あつ。」と思われるかもしれないですけど、それはそれで、桑も植えるという気概なので、バックアップしてあげたいと思います。その点では、地元の農業委員さんにはよろしくお願いします、と先ほどお願いしました。そういう状況で一つの報告です。以上です。

議 長 ありがとうございました。

余談なんですけれども、今日の上毛新聞の地域版に山の蚕、ヤマオコですけれども、それらをナラ林に放してるんだと、というような記事も掲載されていまして、そういう部分もいろいろあるのかなと思います。蚕する人が増えているんだよ、という話も聞いたことがあります。ですからその辺のところも、我々農業委員としてバックアップすることは当然のことかなと思います。情動的には増えてるんだというようなことですので、前向きに検討したいと思います。情報をありがとうございました。

はい。それでは、事務局の説明が終わりました。
審議を行います。質疑のある方お願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第6号、渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する
指針の改正については、原案どおり可決することでご異議ございません
か。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、原案どおり可決します。

なお、この件については、先ほど事務局長からお話がありましたように、
農政部会でも取り上げてお話をするということですので、よろしくご
協力をお願いいたします。

以上をもちまして、第5回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時15分>